

## 技術提案書等作成要領

### 1 提出書類

堺市 DX 新規事業創出業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本 1 部、副本 9 部
- (2) 技術提案書（電子媒体） 1 部（CD-R 又は DVD-R に副本の電子データー式を保存したもの）

### 2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	業務実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施に際しての人員体制について、具体的に記載すること。</li><li>・業務実施スケジュールについて、具体的に記載すること。</li></ul>
2	キックオフイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援対象事業者の候補者募集に対する応募勧奨や市内企業・支援機関等への DX の横展開（DX 実践・支援の取組が波及していくこと）を目的とした、効果的なイベントの内容を具体的に記載すること。</li><li>・開催や集客、支援対象事業者の候補選定について申請勧奨に関する効果的な広報手法を具体的に記載すること。</li></ul>
3	支援対象事業者の候補の選定、講義・ワークショップ、伴走支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定基準や選定方法について、具体的に記載すること。</li><li>・効果的な広報手法を具体的に記載すること。</li><li>・単なるデジタル化ではなく本質的な DX の実践につながる、かつ、支援対象事業者の理解度や進捗に合わせ柔軟に対応できるように工夫がなされた支援手法について、具体的に記載すること。</li></ul>
4	成果報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援対象事業者の成果 PR による事業化の支援や市内企業・支援機関等への DX の横展開（DX 実践・支援の取組が波及していくこと）を目的とした、効果的なイベントの内容を具体的に記載すること。</li><li>・開催や集客に関する効果的な広報手法を具体的に記載すること。</li></ul>
5	支援対象事業者間の交流促進や事業化に資する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・過年度も含めた支援対象事業者や堺 DX 推進ラボ参画機関等の交流促進や事業化に資する取組について、具体的に記載すること。</li></ul>
6	同種の業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業等への DX 支援、新規事業創出支援に関する国や地方公共団体、その他公的機関や支援機関からの受注実績（当該事業の目的、内容を含む）、成果事例等について、具体的に記載すること。</li></ul>

### 3 作成方法

- (1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。  
商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。
- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。
- (3) 電子媒体の表面には、商号又は名称を記載すること。

#### 【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し50ページ程度に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

### 4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。